

※ 1

別表 1 排出事業者分類一覧

事業者分類		コード名
1	建設業（建築、土木、解体、不動産開発 他）	A 1
2	農林業（施設園芸、畜産、林業 他）	A 2
3	漁業（漁業一般、水産養殖 他）	A 3
4	製造業（食料品、衣料、パルプ、石油化学、出版、鉄鋼、繊維工業、家具装飾品、化学工業、プラスチック、非鉄、窯業、機械、電気 他）	A 4
5	電気、ガス、水道業	A 5
6	運輸、通信業（鉄道、道路輸送	A 6
7	卸売、小売業（各種商品卸売、小売）	A 7
8	サービス業（金融、医療、各種サービス）	A 8
9	その他（上記のいずれにも該当しない業）	A 9

※2

別表2 都道府県固有番号

都道府県名	固有番号	都道府県名	固有番号	都道府県名	固有番号
北海道	01	山梨県	19	香川県	37
青森県	02	長野県	20	愛媛県	38
岩手県	03	岐阜県	21	高知県	39
宮城県	04	静岡県	22	福岡県	40
秋田県	05	愛知県	23	佐賀県	41
山形県	06	三重県	24	長崎県	42
福島県	07	滋賀県	25	熊本県	43
茨城県	08	京都府	26	大分県	44
栃木県	09	大阪府	27	宮崎県	45
群馬県	10	兵庫県	28	鹿児島県	46
埼玉県	11	奈良県	29	沖縄県	47
千葉県	12	和歌山県	30	川口市	54
東京都	13	鳥取県	31	川口市の固有番号は実績報告の提出をしていただくための仮番号です。 住所が川口市の場合は54を記入してください。	
神奈川県	14	島根県	32		
新潟県	15	岡山県	33		
富山県	16	広島県	34		
石川県	17	山口県	35		
福井県	18	徳島県	36		

※3 別表3 産業廃棄物の種類コード表
産 業 廃 棄 物

種 類	コード	種 類	コード
燃え殻	01	金属くず	13
汚泥	02	金属くず（水銀使用製品）	13 - 2
廃油	03	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず	14
廃酸	04		
廃アルカリ	05	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず（含石綿）	14 - 1
廃プラスチック類	06		
廃プラスチック類（含石綿）	06 - 1	ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず（水銀使用製品）	14 - 2
廃プラスチック類（水銀使用製品）	06 - 2	銲さい	15
紙くず	07	がれき類	16
木くず	08	がれき類（含石綿）	16 - 1
繊維くず	09	がれき類（水銀使用製品）	16 - 2
動植物性残さ	10	動物のふん尿	17
動物系固形不要物	11	動物の死体	18
ゴムくず	12	ばいじん	19
		政令第十三号廃棄物	20

特別管理産業廃棄物

種類	コード	説明等	
廃油（燃焼しやすいもの）	B 1	揮発油類、灯油類、軽油類	
廃酸（腐食性）	B 2	pH 2.0以下	
廃アルカリ（腐食性）	B 3	pH 12.5以上	
感染性産業廃棄物	B 4	医療関係機関から排出される血液、使用済みの注射器等の感染性又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	C 1	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	C 2	紙くず（塗布、染み込み）、木くず（染み込み、繊維くず（染み込み）、金属くず（付着、封入）、廃プラスチック類（付着、封入）
	PCB処理物	C 3	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	指定下水汚泥等	D 1	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロエチレン、1・1ジクロエチレン、シス1・2ジクロエチレン、1・1・1トリクロエチレン、1・1・2トリクロエチレン、1・3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	銲さい	D 2	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	廃石綿等	D 3	石綿建材除去事業、保温材、石綿等付着物
	ばいじん	D 4	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	燃え殻	D 5	
	廃油（廃溶剤）	D 6	トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロエチレン、1・1ジクロエチレン、シス1・2ジクロエチレン、1・1・1トリクロエチレン、1・1・2トリクロエチレン、1・3ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
	汚泥	D 7	アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロメタン、四塩化炭素、1・2ジクロエチレン、1・1ジクロエチレン、シス1・2ジクロエチレン、1・1・1トリクロエチレン、1・1・2トリクロエチレン、1・3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
	廃酸	D 8	
廃アルカリ	D 9		

※ 4

別表 4 処理方法コード

処 理 方 法		コード
当該廃棄物を中間処理した場合	中間処分	1
当該廃棄物を最終処分場等に埋立処分した場合	最終処分	2
当該廃棄物を最終処分場等に海洋投入した場合	海洋投入	3
当該廃棄物を再生利用した場合	再生利用	4

※5 別表5 産業廃棄物処理施設コード表

		施 設 名 称		コード
法 十 五 条 施 設	1	汚泥の脱水施設（10m ³ /日超）		01
	2	汚泥の乾燥施設（10m ³ /日超：天日乾燥施設は100m ³ /日超のものが対象）		02
	3	汚泥（PCB処理物は除く）の焼却施設（5m ³ /日超又は、200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上）		03
	4	廃油の油水分離施設（10m ³ /日超）		04
	5	廃油の焼却施設（1m ³ /日超、若しくは200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上）		05
	6	廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m ³ /日超）		06
	7	廃プラスチック類の破砕施設（5t/日超）		07
	8	廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物は除く）の焼却施設（100kg/日超又は火格子面積2m ² 以上）		08
	8-2	木くず又はがれき類の破砕施設（5t/日超）		09
	9	有害物質を含む汚泥のコンクリート固形化施設		10
	10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設		11
	11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		12
	12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		13
	12-2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設		14
	13	廃PCB等又はPCB処理物の洗浄施設		15
	13-2	産業廃棄物の焼却施設（200kg/h以上又は火格子面積2m ² 以上：前記3、5、8、12に係るものを除く）		16
14	最終処分場	イ	遮断型（有害産業廃棄物の埋立処分場）	17
		ロ	管理型	18
		ハ	安定型	19
法 十 五 条 施 設 以 外		破砕施設		51
		焼却施設		52
		中和施設		53
		分解施設		54
		脱水施設		55
		乾燥施設		56
		コンクリート固形化施設		57
		切断施設		58
		圧縮施設		59
		蒸留施設		60
		溶融減容施設		61
		発酵施設		62
		法十五条処理施設のいずれにも該当しない施設		99